

きのくに生活情報誌

くらしのとびら



2023夏号

発行

和歌山県消費生活センター



▲ ちょっと待って ▲

それ、悪質商法かも!?

すぐ契約したほうが
いいの?

こんないい話、
なぜ私にだけ?

借金して、
大丈夫?

この話
本当?




買物や契約などでお困り事や心配な事は

消費者ホットライン「^{い や や}☎188」にすぐ相談ください!



地域の学習会や学校の授業に講師を派遣します！

公民館の講座、婦人会、老人クラブ、学校PTA行事、放課後児童クラブや子供会、若手社会人向け学習会、また学校への授業などに講師としてお伺いし、暮らしに身近なおかね・金融に関する情報をわかりやすくお伝えします。御希望の方は、お気軽に事務局までお問い合わせください。

実施時期	随時（平日、休日問いません。）	テ ー マ 例 <ul style="list-style-type: none"> ◆ ライフプラン(生活設計)の立て方 ◆ 無理なく無駄なく家計の見直し ◆ 知っておきたい公的年金・保険制度 ◆ 金融商品の基礎知識 ◆ 悪質商法の手口と対処法  ◆ キャッシュレス決済の仕組み ◆ 相続と遺言 ◆ 成年後見制度の仕組みと活用 ◆ ものやお金を大切に教育 ◆ 社会人になる前に知っておきたいこと
講演時間	1時間～1時間30分程度	
参加人数	原則10人以上	
申込時期	開催の1ヶ月前まで	
講師派遣料	一切不要（謝礼及び交通費は当委員会が負担）	
その他	※会場は、申込者側で御用意ください。 ※講師の都合により御希望に添えない場合がございます。 ※営利目的のセミナーや参加費有料の講座等への派遣はできません。また資産運用、年金、保険等の個別の御相談には対応していません。	

【事務局】和歌山県金融広報委員会（和歌山県消費生活センター内）
 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
 TEL 073-426-0298 / FAX 073-433-3904
<https://www.wakayama-kinkoui.jp/>

消費者ホットライン



県やお住いの市町村の消費生活相談窓口などをご案内します。

和歌山県消費生活センター
【相談ダイヤル】 073-433-1551
 平日 9:00～17:00
 土・日 10:00～16:00（電話相談のみ）
 （祝日、年末年始は休み）

和歌山県消費生活センター紀南支所
【相談ダイヤル】 0739-24-0999
 平日 9:00～17:00
 （土・日・祝日、年末年始は休み）

和歌山県消費生活センター
 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
 FAX 073-433-3904

※有料駐車場あり

和歌山県消費生活センター紀南支所
 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
 県西牟婁総合庁舎内
 FAX 0739-26-7943

こんな悪質商法の手口にご注意！

不意にしのび寄る悪質商法。事前に手口を知って、いざという時に備えましょう。

事例 1 高額な料金の契約を迫る「訪問販売」



業者の訪問があり、「無料で屋根の点検をする」と言われ依頼したところ、点検後に「修理しないと雨漏りする。今日契約すると値引きする」と言われ、慌てて 50 万円の契約をした。息子に話すと反対されたため、業者にキャンセルを求めたが、既に準備しているのでできないと言われた。

———アドバイス👉———

- ▶訪問業者を安易に家の中に入れないことが大切です。
- ▶「今日契約すればお得」などと契約を急かされても、その場で契約せず、判断に困ったときは消費生活センターにご相談ください。

事例 2 しつこく強引に売りつける「電話勧誘販売」



業者から、「カニを買ってくれないか」と電話があり、断ったが、「コロナで売れ行きが落ちた。助けてほしい」としつこく勧誘され仕方なく購入した。届いた商品を確認すると全く値段に見合わない粗悪なものだった。

———アドバイス👉———

- ▶必要がなければ話を長引かせず、きっぱりと断り、電話を切りましょう。
- ▶クーリング・オフができる場合があるので、消費生活センターにご相談ください。

事例 3 稼げるといってだます「副業のもうけ話」



ネットで副業を検索し「誰でも簡単に稼げる」と記載されたサイトに無料会員登録をした。その後、業者から「たくさん稼ぐためには有料プランの契約が必要」と言われ、「お金がない」と断ったが、消費者金融で借りるよう指南され、借金をして支払うも、全く儲からず、借金だけが残った。

———アドバイス👉———

- ▶「簡単に稼げる」と強調するネットや広告の記載はうのみにしてはいけません。
- ▶副業で「登録料」や「手数料」などの金銭を請求されたら要注意です。

事例 4 不当に金銭を支払わせる「開運商法」



無料の占いサイトに登録し鑑定してみたところ、有料ポイントを買わないと続きが聞けず、ポイントを買って鑑定を受け続けた。占い師から「あと少しで大金が手に入る」「今やめると不幸になる」などと言われ、気が付いたらたいへんな金額になっていた。

———アドバイス👉———

- ▶あなたとのやり取りを引き延ばし、有料ポイントを消費させようとする「占い師」や「鑑定士」の言葉をうのみにしてはいけません。

和歌山県消費生活センターの相談受付状況

インターネット通販などの「通信販売」のトラブルにご注意ください！

令和4年度に和歌山県消費生活センターに寄せられた総相談件数は5,635件で、前年度と比べて1割程度増加しました。寄せられた相談について、どのような取引形態でトラブルに遭っているのかを見ると、「通信販売」が全体のおよそ半分を占め、その割合は増加傾向にあります。

インターネットショッピングの利用が拡大するなど消費生活のデジタル化が進み、利便性や効率性は向上していますが、関連する消費者トラブルも増加しており、トラブルに遭わないための知識を身に付けることが必要です。

———アドバイス———

- ▶インターネット通販等の**通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。**
- ▶商品を注文する前に販売サイトや最終確認画面（注文確定の直前に表示される契約の基本的な内容を記載した画面）をしっかりと確認し、「定期購入が条件になっていないか」「支払うことになる総額はいくらか」「解約・返品できる場合の条件はどうか」など、契約内容をしっかりと確認することが大切です。

自転車に乗るときは ヘルメットを着用！



道路交通法の改正により、自転車を利用する全ての人は、ヘルメットを着用することが努力義務となりました。

自転車安全利用

五 則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

自転車保険に入っていますか？

和歌山県では**自転車保険の加入は努力義務**です！

自転車利用者

自転車損害賠償保険等に加入するように努めなければなりません。

保護者

未成年のお子様が発車するときは、自転車損害賠償保険等に加入するように努めなければなりません。

